

# 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

## (1) 概要

生計が困難な人が、軽減制度を実施する**社会福祉法人**の事業所で対象の介護保険サービスを利用する場合に、利用者負担が軽減されます

## (2) 社会福祉法人一覧

別紙の社会福祉法人一覧参照

## (3) 軽減の対象となるサービス

①訪問介護  
②通所介護  
③短期入所生活介護  
④指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）  
における介護保険サービスに係る**利用者負担額**並びに**食費**  
及び**居住費**（滞在費）

## (4) 軽減対象者の要件

☆次の①～⑥の要件をすべて満たし、総合的に判断して、生計が困難な者として認められた人が軽減対象者になります。

- ①市町村民税**世帯非課税**であること。
- ②年間収入額が単身世帯で**150万円**（世帯員1人増えるごとに**50万円**加算）以下であること。
- ③預貯金等の額が単身世帯で**350万円**（世帯員1人増えるごとに**100万円**加算）以下であること。
- ④居住している家などのほかに利用し得る資産がないこと。
- ⑤負担能力のある親族等に**扶養**されていないこと。
- ⑥介護保険料を滞納していないこと。

## (5) 軽減の額

利用者負担の**1 / 4**（老齢福祉年金受給者は**1 / 2**）

※利用者負担とは、利用者負担額（1割負担分）、食費、居住費（滞在費）のこと

## (6) 申請時に必要な添付書類

- ・お持ちの**すべての通帳**の写し【世帯全員分】
- ・年金の源泉徴収票等、収入金額がわかるもの【世帯全員分(収入のある方)】
- ・健康保険証の写し【本人分のみ】